

やまがた中小企業 令和5年度 第1号

置賜・庄内地域懇談会を開催



置賜会場



庄内会場

本会は、2月22日(水)米沢市グランドホクヨウ及び2月28日(火)酒田市ル・ポットフーで令和4年度(置賜・庄内)地域懇談会を開催し、会員組合の現状等について意見交換を行いました。当懇談会は、本会の支援方針の明確化、施策等の有効活用を図ることを目的に会員組合等との相互交流と親睦を図っています。

両地域の会員組合の代表者、県総合支庁の商工関係課、市の商工関係課、商工会議所・商工会の担当者等が出席し、本会より令和4年度事業実施状況の報告と令和5年度支援事業内容についての説明を行い、懇談では組合・業界情勢についての活発な意見交換の場となりました。

また、置賜地域では、意見交換に先立ち、情報提供セミナーとして東北経済産業局 総務企画部 企画調査課 RESAS調査員 福田 剛道 氏をお招きし、「RESAS・V-RESAS(地域経済分析システム)の活用方法」をテーマに、RESASの概要、RESASから得られたビッグデータの活用方法、新型コロナウイルス感染症が地域に与えた影響を可視化したV-RESASの概要、実際に中小企業でRESASをどのように活用しているのか等、事例を交えた講演がありました。

置賜・庄内地域懇談会	1
山形県商工業振興資金のご案内	2~3
特集“中小企業組合の新たな可能性” 山形大学 人文社会科学部 準教授 吉原元子 氏	4~5
通常総会(総代会)終了後の事務手続きについて	6
新規加入組合紹介・協同組合ボンス/令和4年度本会加入会員一覧	7
パートナーシップ構築宣言/外国人適正化事業講習会	8
県振連商店街交流会/共同店舗スタンプ合同研修会	9
県遊技業協同組合/令和5年度県工業会通常総会	10
令和5年度本会事務局組織図/通常総会のご案内	11
大樹生命保険株式会社山形支社	12

山形県商工業振興資金のご案内

山形県商工業振興資金は県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。山形県が金融機関に融資原資の一部を預託(産業立地促進資金は市町村と協調預託)することにより、低利融資を実現しています。

融資に際しては、取扱金融機関での審査があります。ご利用をお考えの場合は、まずは取扱金融機関にご相談ください。

【申込窓口】

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店)、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、北都信用組合、山形第一信用組合、山形県医師信用組合、商工中金(山形支店・酒田支店)

資金名	貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率	限度額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考
産業活性化 支援資金	・新商品、新サービスを提供するための事業を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための事業を行う方 ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方 ※DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進にも対応	固定 1.6%	1億5千万円 (5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
地域産業振 興特別資金	①「経営力向上計画」の認定を受けて事業を行う方 ・中心市街地活性化計画に掲げる事業を行う方 ・BCPの策定及びBCPに基づいた対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) ・「事業継続力強化計画」の認定を受けて事業を行う方等 ②自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品又はバイオ技術の生産設備を導入する方 ※次世代自動車関連の取組みにも対応 ・新分野進出を行う方(別会社又は組合を設立する場合を含む) ・「経営革新計画」の承認を受けて事業を行う方 ・「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う方 ③下記の補助金を受けて事業を行う方 「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「中小企業パワーアップ補助金」「中小企業等事業再構築促進事業補助金」「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」 ・「先端設備等導入計画」の認定を受けて生産性の向上を図るための設備を導入する方 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください)	固定 ①1.4% ②1.2% ③1.0%	2億円(8千万円) ※左欄(☆)については、 3億円 (設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者
事業承継・ M&A 促進資金	①他の事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方 ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 ②事業承継後に、株式や事業資産の取得等を行う中小企業者の代表者個人の方 ・事業承継前に、株式や事業資産の取得等を行おうとする事業を営んでいない個人の方 ③「事業承継特別保証制度」又は「近代化資金保証制度(経営承継借換関連)」を利用して経営の承継を行う方	固定 1.0% ③について、 既往借入金の借換が含まれる場合は1.6%	①②2億円 (8千万円) ③2億8千万円 ※既往借入金の返済資金以外は2億円 (8千円)	①② 設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ③10年(1年)	県	・③において、借換ができる既往借入金は、保証人(個人)を提供しているものに限る。また、商工業振興資金以外も借換可能
脱炭素社会 推進資金	①「省エネルギーに資する設備等」を導入する方 ・温室効果ガスの排出抑制施設の整備を行う方 ・脱炭素化に係る設備等を導入(経費を含む)する方 ②再生可能エネルギー発電設備やその部品を製造する方 例) 風力発電設備の部品を製造するために必要な設備を導入など ③再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ④中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方 例) 太陽光発電設備を導入した売電事業、工場の屋根に自家消費型太陽光発電設備を導入など	固定 ①1.6% ②1.2% ③1.3% ④1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②2億円 (8千万円) ③30億円 (設備のみ) ④3億円 (設備のみ)	①② 設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ③20年(3年) ④20年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者 ・③は県外企業・大企業でも利用可能
開業支援 資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	固定 ①1.2% ②1.9%	①5千万円 ②2千万円	① 設15年(3年) ※建物の新築は20年 ② 設10年(3年) ①②運10年(2年)	開業先の 商工会・ 商工会議所 (NPO法人は県)	【金利優遇 ▲0.2%】 ・①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性、若者(35歳未満)、シニア(55歳以上)、県外から移住して創業する方(原則として移住から2年以内) ・所定の要件を満たした場合は、既往の開業支援資金の借換が可能
観光振興 資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	固定 1.4%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円 (設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
産業立地 促進資金	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県産業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社機能を移転する方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して立地した方であって増設・増築を行う方	変動 0.7%	20億円	設20年(3年) 運15年(3年)	県及び 立地先の 市町村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能 ・融資利率は、山形県指定金融機関の短期プライムレートの変動幅に合わせて変動させる
環境保全 促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	固定 1.6%	3億円 (5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
小規模企業 資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ①県特 … 原則として無担保 ②特別小口 … 無担保・無保証人 ③小口零細 … 保証付き融資残高が2千万円以下の方(原則として無担保)	固定 ①1.9% ②1.8% ③1.8%	①3千万円 ②2千万円 ③2千万円※ ※既存の保証 付融資残高 を含む	設 7年(2年) 運 7年(2年)	信用保証 協会	・①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要 ・③はNPO法人は対象外 ・所定の要件を満たした場合は、既往の小規模企業資金の借換が可能
経営安定 資金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④局地的な災害により事業所又は主要な事業用資産が被害を受け、今後3か月の売上高が前年同期に比べ20%以上減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ※NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。	固定 1.6%	①②③ 8千万円 (運転のみ) ④8千万円 (8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設10年(2年) 運10年(2年)	①②③ 商工会・ 商工会議所 (NPO法人は県) ④県	・所定の要件を満たした場合は、既往の経営安定資金の借換が可能 ・④において、信用保証協会の緊急短期資金保証を利用している場合は、所定の要件によらず借換が可能 ・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種

地域経済変動対策資金	・「原材料価格の高騰」の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する売上原価の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方 ・「新型コロナウイルス」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ※前年同期の時点ですでに新型コロナウイルスの影響を受けている場合は、前々年の同期比等新型コロナウイルスの影響を受ける前との比較も可。	固定 1.6%	1億円 (運転のみ)	10年(2年)	県 (新型コロナウイルスに係る申込金額3,000万円以下のものについては、なし)	【経済変動事象】 ・原材料価格の高騰(平成27年4月1日~) ・新型コロナウイルス(令和2年2月25日~) ・新型コロナウイルスに係る申込金額3,000万円以下のものについては、認定機関による認定は不要とし、取扱金融機関の審査により融資実行可
ウィズコロナ対応借換資金	①信用保証協会の伴走支援型特別保証を利用して、商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行う方 ②信用保証協会の長期借換保証を利用して、商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行う方 ※既往債務の借換により、元金償還の繰延べや平準化を図るもの ※①は、経営の安定に必要な資金として、ニューマネーのみも可能	固定 ①2.0% ②2.8% 以内	1億円 (②は運転のみ)	①10年(2年) ②15年(3年)	県	
ウィズコロナ経営再生資金	信用保証協会の事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を利用して、事業再生を行う方 ※商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行うことも可能	固定 2.1%	8千万円	15年(5年)	県	
中小企業再生支援資金	①中小企業活性化協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	固定 2.1%	8千万円 (5千万円)	①②設15年(2年) 連10年(2年) ③ 設10年(2年) 連7年(2年) ④ 3年	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
経営改善サポート借換資金	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品・新サービスの提供や技術力・生産性の向上等を図るための事業を行うことにより、経営改善に取り組む方	固定 2.1%	8千万円 (8千万円)	15年(2年)	県	・単なる借換のみは対象となりません ・商工業振興資金以外も借換可能
流動資産担保資金	流動資産を担保として、資金調達を行う方	金融機関所定 (固定・年 3.0%以内)	6千万円 (6千万円)	1年	信用保証協会	

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

● 制度資金早見表

(詳しくは制度資金一覧表をご覧ください)

目的・対象		利用資金名
設備投資等、前向きな事業を実施したい方	・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 等	産業活性化支援資金
	・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等	地域産業振興特別資金
	他の事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継・M&A促進資金
	旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
	産業廃棄物処理施設の整備	環境保全促進資金
	工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
・県内で新たに開業したい方 ・開業後5年以内の方で当面の事業資金を調達したい方 等		開業支援資金
「無担保」、「無担保・無保証人」で融資を受けたい方		小規模企業資金
経営の安定を図りたい方	売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金
	知事が指定する経済変動事象の影響により、経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
企業の再生を図りたい方		中小企業再生支援資金
・再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入したい方 ・省エネ化のための設備を導入したい方		脱炭素社会推進資金

【問合先】山形県産業労働部商業振興・経営支援課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話:023-630-2359、3266(金融担当) FAX:023-630-3267

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」(愛称:中小企業トータルサポート)を、県商業振興・経営支援課と(公財)山形県企業振興公社に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。

県商業振興・経営支援課 → 電話:023-630-2354 FAX:023-630-3267

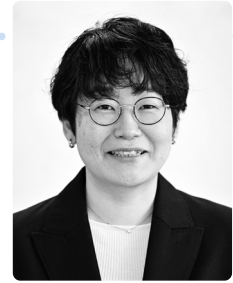
山形県企業振興公社 → 電話:023-647-0664 FAX:023-647-0666

■ 令和5年4月1日からの主な改正点

- 貸付期間15年の超長期の借換資金を「ウィズコロナ対応借換資金第2号」として創設。
- 「地域経済変動対策資金」の貸付限度額を5,000万円から1億円に拡大。
- 「開業支援資金第1号」の優遇金利が適用される年齢要件を30歳以下から35歳未満に緩和。
- 「地域産業振興特別資金第3号」の対象となる補助金に、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」を追加。
- 「経営安定資金第4号」において、信用保証協会の緊急短期資金保証を利用している場合は借換が可能。

中小企業組合の新たな可能性 第1回 中小企業組合制度の歴史

山形大学 人文社会科学部
准教授 吉原 元子氏



はじめに

将来の予測が困難なVUCA時代といわれるが、まさに中小企業を取り巻く環境は急激に変化している。変化に合わせて柔軟に適應しなければならない中小企業にとって、必要な資源をどのように獲得するかは大きな問題の一つであるが、一般的に中小企業は経営資源の制約により、企業単独で技術・製品開発、新市場開拓といった取組を行うことが難しい場合が少なくない。そこで、中小企業が同業種・異業種企業、大学等の研究機関、行政機関、金融機関、NPO等と協力して、多様な経営課題に連携して取り組むことが多くみられるようになった。

中小企業による連携活動は新しいことではなく、特に中小企業組合制度を始めとする組織化対策は、戦後の中小企業政策において重要な柱であった。しかし、中小企業組合数は1981年の5万8千余りをピークにして、2022年には3万5千余りまで減少している(全国中小企業団体中央会調べ)。一方、中小企業組合の特性を活かして、従来の枠組みにとどまらない新しいコンセプトの事業を行う組合が出現しており、中小企業組合の新たな可能性を示唆している。

本連載では、まず中小企業組合制度の歴史を振り返り、中小企業組合の組織上の特徴について確認したうえで、中小企業組合の可能性を展望する。キーワードの一つは、SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) である。地域や社会の問題解決に関与することは、中小企業組合に期待される新たな役割となりつつあり、中小企業組合が地域や社会と向き合うことの意義を考察していきたい。

1.組織化対策と中小企業組合制度

中小企業の組織化は、「複数の中小企業者が、特定の目的のために、計画的・秩序的・継続的に、その力を組み合わせる自主的な体系」と定義される(稲川1971,p.4)。中小企業の組織化は1963年に制定された中小企業基本法によって体系付けられ、中小企業等協同組合法(1949年、中協法)や中小企業団体の組織に関する法律(1957年、中団法)等を根拠法とする中小企業組合制度が中心となって推進されてきた。

中小企業組合制度には、中協法に規定される事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、そして中団法に規定される商工組合、協業組合、商工組合連合会、さらに商店街振興組合法に基づく商店街振興組合、商店街振興組合連合会等の各種組合が存在している。

1963年に中小企業基本法が制定された当時、大企業と中小零細企業間の格差がもたらす国民経済の「二重構造」が問題視され、中小企業の近代化・合理化が課題とされた。このような時代背景のもと63年基本法では、第13条に「国は、施策の重要な一環として、事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備、工場、店舗等の集団化その他事業の共同化の助成等中小企業者が協同してその設備の近代化、経営管理の合理化、企業規模の適正化等を効率的に実施することができるようにするため必要な施策を講ずるものとする。」とし、組織化が中小企業政策の柱として位置づけられた。

中小企業の組織化が重視されたのは、規模の過小性、過当競争、大企業の経済寡占化などがもたらす中小企業の問題を、中小企業が結束して解決するためである。資本力に乏しく弱者である中小企業が、結集することで大企業と対抗し、組織化によって経営の合理化を進め、結束して規模の利益を実現することが期待されたのであり、組合制度の整備、普及活動、指導等を通じて、あくまで中小企業自身による自主的な組織化が追求された。その後実施された中小企業構造の高度化政策、構造改善政策、その他多くの中小企業政策が中小企業組合を通して展開されてきた。

2.「規模の経済」を超えて

高度経済成長が終わり、市場の成熟化やニーズの多様化など経済環境が大きく変化する中、「経済的弱者」という中小企業観のもと結束して規模の利益を実現するという中小企業組合の役割に対して、質的变化が求められた。つまり、共同購入、共同販売、共同施設の設置による事業の共同化、工場団地の設置等の集団化といったハード面での充実だけでなく、情報力、技術力、市場開拓力といったソフトな経営資源の充実が求められるようになったのである。

ハード面の整備では同業種間での組織化が有効であるが、ソフトな経営資源を補完するためには異なる経営資源をもつ異業種との交流が注目された。1980年代には異業種交流グループによる活動が全国的に活発に行われるようになった。異業種交流グループは多くの場合、法人格のない任意グループであり、これらへの政策的支援として、1988年には異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(中小企業融合化法)が施行された。

1990年代に入ると、中小企業は経済的弱者ではなく「活力ある大多数」であるという積極的な中小企業観が主流となり、中小企業にも創造的機能や経営革新が期待される中で、中小企業政策は大きな転換をみた。1999年には中小企業基本法が抜本的に改正され、組織化は「交流又は連携及び共同化の推進」と表現が変わり、「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。」と改められた。

この主旨は、それまでの中小企業の組織化は、主に同業種の組織化を意味したのに対し、新基本法ではこれに加えて、異業種間の交流・連携や、法人格のないいわゆる「緩やかな連携」も支援対象となった。組織化は「中小企業者が相互にその経営資源を補完する」(基本法第16条)ことによる経営革新や新事業創出を促す手段として、位置付けが変わったのである。

3.問われる中小企業組合の独自性

大量生産体制から多品種・少量生産体制へ重心が移り、「従来の従来型の同業種、同業態の量的集積による「規模の経済性」追求の重要性は相対的に低下し、中小企業を持つ異なる経営資源を共有し、それを有効に活用する「範囲の経済性」の追求に関心」が集まるようになった(商工総合研究所2017, p.4)。1999年の中小企業基本法改正を機に、中小企業の組織化にはそれぞれの中小企業がもつ異質な経営資源の組み合わせによるイノベーション促進の期待が高まった。それに応えるかのように、中小企業による組織化の代表的な形態であった中小企業組合に加えて、緩やかな連携に代表される任意グループ、有限責任事業組合(LLP)、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO)など、多様な組織形態が生まれ、活用されている。

中小企業にとって組織化そのものの重要性は変わらないものの、中小企業が選択できる組織形態が多様化したことで、従来から主流を占めてきた中小企業組合は、他組織と比較したときの組織形態や運営上の特徴を改めて明確にする必要性が生じている。今回は、中小企業組合の中でも多くを占める事業協同組合の特徴とその課題について考察していきたい。

【参考文献】

- 稲川宮雄(1971)『中小企業の協同組織』中央経済社
- 三浦一洋(2000)『中小企業の組織活動の新展開』百瀬恵夫編『中小企業論新講』白桃書房
- 商工総合研究所(2017)『中小企業を強くする連携・組織活動』商工総合研究所

総会（総代会）後の事務処理について

組合は、通常総会（総代会）終了後、決算に基づき税務申告及び納税、認可行政庁並びに法務局に届出や申請等を行わなければなりません。

所管行政庁への決算関係書類等の届出や認可申請が行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もありますのでご注意ください。

1) 税務申告及び納税

通常総会（総代会）で確定した決算に基づき税務計算を行い、所轄税務署、県、市町村に法人税、県民税、事業税、市町村民税及び消費税の確定申告を行い、納税します。

なお、青色申告の承認を受けている組合につきましては、申告期間を過ぎてしまうと承認が取り消されてしまい、欠損金の繰越控除や少額減価償却資産の一括償却などの特典が無くなってしまいますので、必ず期間内に申告と納税を行ってください。

2) 決算関係書類及び役員変更届出書の所管行政庁への提出

通常総会（総代会）終了後、2週間以内に決算関係書類を所管行政庁へ提出しなければなりません。

また、役員の変更があった場合、変更の日から2週間以内に役員変更届を所管行政庁へ提出しなければなりません。

決算関係書類提出書

<添付書類>

- ①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理案、⑥監査報告書、⑦通常総会（総代会）議事録の謄本

役員変更届出書

<添付書類>

- ①変更した役員の氏名・住所、②変更の年月日及び理由を記載した書面
- ③理事会議事録の謄本（原本証明が必要）、④通常総会（総代会）議事録の謄本

なお、決算関係書類への通常総会議事録（総代会議事録）添付により役員変更届書への通常総会議事録（総代会議事録）添付を省略することができます。また、**役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に変更がない場合は、所管行政庁への役員変更届の提出は不要**となります。

（※役員全員重任の場合でも、代表理事の変更登記は必要となりますのでご注意ください。）

3) 定款変更の認可申請

通常総会（総代会）で定款を変更した場合には、速かに所管行政庁に定款変更認可申請をして認可を受けなければ効力が発生しません。定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に本会へご相談下さい。

定款変更認可申請書

<添付書類>

- ①変更理由書、②変更箇所を記載した書面（新旧対照表）、
- ③定款変更を議決した通常総会（総代会）の議事録の原本及び謄本
- ④定款変更前・変更後の事業計画書又は収支予算書（定款変更が事業の場合）

4) 登記の申請

代表理事の変更（重任を含む）や出資金の変更、定款の変更などによって登記事項証明書に記載がある事項について変更があった場合、変更登記申請をしなければなりません。

主な変更登記事項

- ①代表理事の変更、②出資の総口数及び払込済出資総額の変更、③組合名称の変更、④事業の変更、⑤地区の変更、⑥公告方法の変更、など

なお、登記事項に変更が生じた場合、速やかに変更登記申請を行わないと、裁判所から代表理事個人あてに過料の請求が届く場合がありますので、ご注意ください。

不明な点については、本会までご連絡ください。

新設組合紹介

協同組合ボンス

【目的】 中小企業者が経費節減を図るための共同購買、中小企業者の業務向上のための研修会を実施し、組合員の社会的・経済的地位の向上を図ること及び中小企業者が長年培った技能や技術を広く有効活用すべく外国人技能実習生の共同受入れを行い、技能・技術の伝授に寄与することを目的とし設立しました。

【設立】 平成31年2月

【代表理事】 星 康之[株式会社マイセルフ 代表取締役]

【所在地】 東根市中央二丁目12番17号

【組合員数】 10名

【組合員資格】 (1) 耕種農業、畜産農業、とび・土工・コンクリート工事業、板金・金物工事業、畜産食料品製造業、その他の食料品製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、老人福祉・介護事業、労働者派遣業を行う事業者であること

(2) 組合の地区内に事業場を有すること

【出資金】 203万円

令和4年度本会加入会員一覧

令和4年4月から令和5年3月の間に本会に加入した組合等をご紹介します。

第一種会員

	加入月	組合名	主な事業
1	令和4年6月	企業組合ど田舎駐車場の会	農産物等の受託販売
2	令和5年3月	協同組合風車市場	農産物及び物品販売等の指定管理
3	令和5年3月	鶴岡商工事業協同組合	組合員の取扱品の共同販売
4	令和5年3月	協同組合ボンス	外国人技能実習生共同受入事業

第二種会員

	加入月	法人名
1	令和4年4月	共栄火災海上保険株式会社山形支社
2	令和4年4月	奥羽乳業株式会社

県内11団体がパートナーシップ構築宣言

本会は、3月24日(金)山形県内の経済、労働者、行政の11団体とともに、コスト増加分を円滑に価格転嫁して地域経済を活性化につなげるため共同宣言を行いました。

県内の中小企業・小規模事業者が、高騰する原材料費、エネルギーコスト、人件費等の上昇分を十分に価格転嫁できない現状を踏まえ、適切に価格へ転嫁することについての機運を醸成するとともに、価格転嫁により経営の安定や生産性向上を図り、賃金の引き上げに繋げることで地域経済の活性化に寄与することを目的とします。



共同宣言は県経営者協会（会長=寒河江浩二山形新聞社長・主筆）と連合山形（船山整会長）が主導し、他に▽県商工会議所連合会▽山形経済同友会▽県商工会連合会▽県トラック協会▽東北経済産業局▽山形労働局▽山形運輸支局▽県▽本会の合計11団体が参加しました。労使が団結して価格転嫁を目指すのは珍しく、共同宣言は東北地方で初めてです。

価格転嫁の円滑化により 地域経済の活性化に取り組む共同宣言

一般社団法人山形県経営者協会、山形県商工会議所連合会、山形経済同友会、山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会、日本労働組合総連合会山形県連合会、公益社団法人山形県トラック協会、経済産業省東北経済産業局、厚生労働省山形労働局、国土交通省東北運輸局山形運輸支局及び山形県は、相互に連携・協力し、適切な価格転嫁とともに賃上げを促進する機運を高め、地域経済の活性化につなげるため、以下のとおり宣言する。

1 目的

この共同宣言は、県内の中小企業・小規模事業者が、高騰する原材料費、エネルギーコスト、人件費等の上昇分を十分に価格転嫁できない現状を踏まえ、適切に価格へ転嫁することについての機運を醸成するとともに、価格転嫁により経営の安定や生産性向上を図り、賃金の引き上げに繋げることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 実施項目

上記1の目的を達成するため、以下の項目について相互に連携し、実施する。

- (1) 必要なコストを適切に価格転嫁する環境を整え、取引価格に円滑に反映されるよう、価格転嫁に関する支援策、各種情報等を共有、周知する。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」の普及拡大に努めるとともに、この宣言の趣旨を理解し、発注者に対して価格交渉を誠実に実施するよう働きかける。
- (3) 講習会やセミナーなどを通して、県内企業の価格転嫁や賃上げに関する理解促進に努めるとともに、それらに関する相談に積極的に対応する。
- (4) 賃上げに関する助成金制度や支援策について県内企業へ周知し、賃上げできる環境を整備する。

以上
令和5年3月24日

外国人技能実習制度適正化事業 第2回講習会を開催

本会は、2月6日(月)オンラインにて外国人技能実習制度適正化事業第2回講習会を開催しました。監理団体である協同組合から12名が参加し、講師にコスモポリタン インターナショナル HRソリューションズ 特定社会保険労務士 永井 知子 氏をお招きし、「外国人技能実習生受入事業における2023年の留意点」「近年発生しているトラブル事例等」「これからの技能実習制度」の3テーマについて講演がありました。月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げや、技能実習生が妊娠した場合の適切な対応、帰国後の実務経験と業務のミスマッチを防止する方法などについて説明がありました。

山形県商店街振興組合連合会 令和4年度商店街交流会を開催

山形県商店街振興組合連合会（松倉公一理事長）は、2月21日（火）米沢市「ホテルモントビュー米沢」において令和4年度商店街交流会「第2回リーダー養成講習会及び情報交換会」を開催しました。

講習会では、講師として、ひらがな商店街ウエストアベニュー 会長 飯田 峰子氏をお招きし、『『ウリがない』まちから『ユニークな』まちへ 石川町のまちづくり』をテーマに、ひらがな商店街ウエストアベニューや飯田氏が理事を務める一般社

団法人横浜まちクリエイティブにおけるまちづくりと石川町のブランディングのための取り組みについて講演がありました。

講習会終了後は、自治体及び支援機関の担当者と講師を交えて、参加者間の情報交換会を実施しました。自治体や支援機関の商業支援施策や地域の状況、参加商店街の活動状況等についての報告や意見交換を行いました。



山形県共同店舗運営協議会・山形県スタンプ事業運営連絡協議会 令和4年度商業関係団体交流会を開催



山形県共同店舗運営協議会（原富士雄会長）と山形県スタンプ事業運営連絡協議会（枝松正憲会長）の商業関係2団体は、3月6日（月）東根市「民謡の宿あづまや」において、標記交流会を開催しました。

研修会では、講師としてゼネラルマネジメントオフィス 所長 中小企業診断士の佐藤 卓氏をお招きし、「事業者・共同店舗・商店街に今求められていること」と題し、コロナ後の全国の商店街や共同店舗の先進事例を挙げながら、アフター

コロナの消費者のニーズの変化と、それに応えるためのヒントについて、講演がありました。

その後の情報交換会では、各団体・会員組合の事業等の現状と課題や今後の方針等について、活発な意見交換が行われ、今回が初の顔合わせとなった両団体会員同士の交流を深める機会となりました。

山形県遊技業協同組合 知的障害者施設に車いすを寄贈

山形県遊技業協同組合（井上静夫理事長）は、4月20日（木）山形県知的障害者福祉協会傘下の9施設へ車いす16台を寄贈しました。

組合では、例年パチンコ・パチスロファン感謝の日を設け、この時の売上を社会貢献活動に充てております。

今回は、組合職員が県社会福祉協議会や県知的障害者福祉協会を訪問したところ、知的障害のある方が高齢化しており、車いすが必要不可欠になっているとのアドバイスを受けたため、より快適な生活環境を提供することを目的として、車いすを寄贈することとなりました。施設のニーズに即した機能性の高い車いす16台（90万円相当）が、山形県知的障害者福祉協会傘下の9施設に贈られました。

寄贈を受けた同協会の八柳律子事務局長は、「これまで車いす贈呈は老人ホームや介護施設などに対するものが多かった。今回組合から、なかなか光が当てられない知的障害者の方への贈呈をいただけて大変ありがたく思っている。」と感謝の言葉を述べていました。



山形県工業会 令和5年度通常総会を開催



山形県工業会（松村英一会長）は、5月11日（木）山形市「ホテルメトロポリタン山形」にて令和5年度通常総会を開催しました。

総会には来賓、会員等を含めて52名が出席し、松村会長の挨拶後、来賓を代表して山形県知事 吉村美栄子様より祝辞をいただきました。その後審議に入り、全議案が原案通り可決決定されました。

本県の製造業振興を推進するため、県との連携強化や人材確保事業を実施します。知事や商工関係課長との懇談会や、山形大

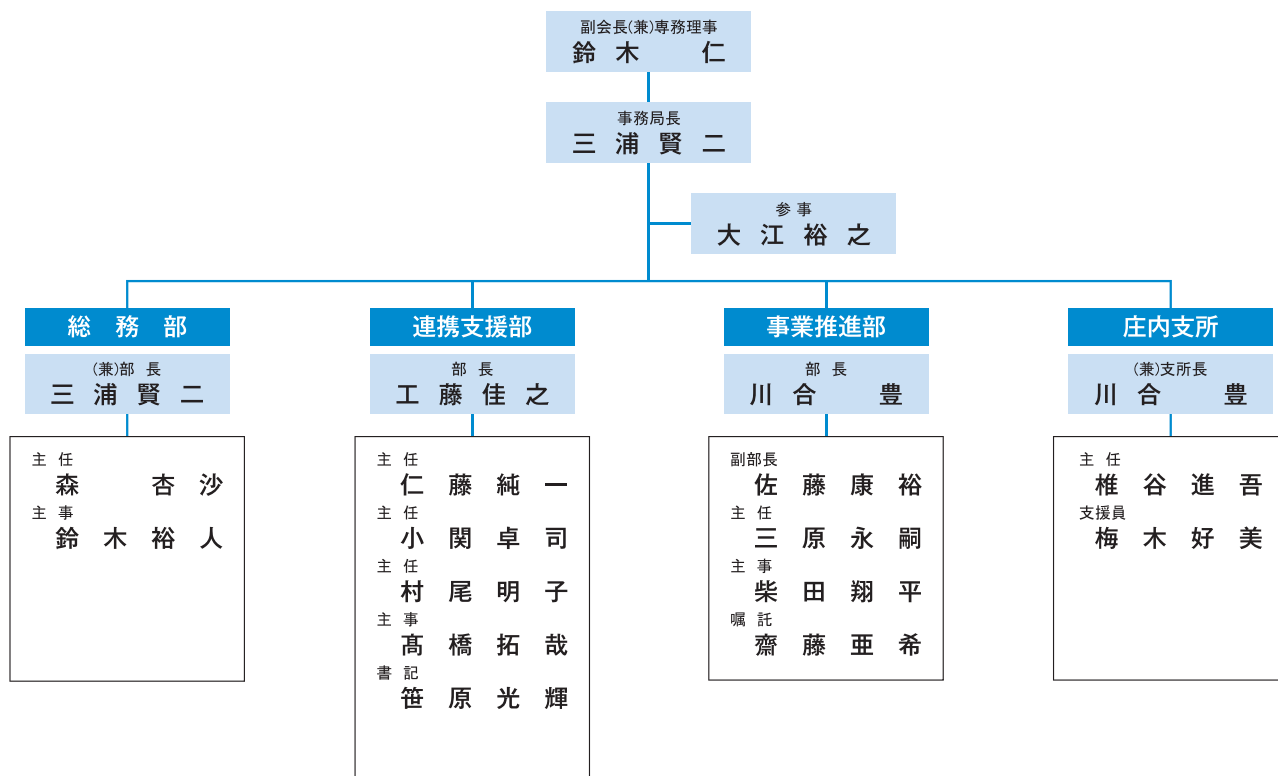
学の学生を対象に特別セミナーや県内産業説明会を開催します。

総会終了後には、講師として株式会社ブイ・アール・テクノセンター 取締役企画営業本部長 横山 考弘氏をお招きし、「始めてみようスマートDXとリスクリング！」と題して講演がありました。

講演会終了後は、来賓を交えての懇親交流会を行い、参加者間での情報交換を通じて交流を深めました。

山形県中小企業団体中央会事務局組織図

(令和5年4月1日現在)



令和5年度 本会通常総会のご案内

既にご案内をしておりますが、本会の令和5年度通常総会は以下により開催いたします。

日 時：令和5年6月14日(水) 13時30分

場 所：山形市 ホテルメトロポリタン山形

会員の皆様には、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますようお願い申し上げます。

大樹生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー

大樹生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

山形県中小企業団体中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員がご契約者の場合、団体扱^{*}となり、一般扱(口座振替扱月払等)よりも**割安な保険料**でご契約いただけます。

* 団体扱とは、山形県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。

※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 山形支社

〒990-0031 山形市十日町1-1-1 三の丸ビル 4F TEL:023-623-3325

<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2021-1007 (2021.10)